

## 香港、航空機リース産業の税制改正案について

香港政府は 2017 年 3 月 10 日、航空機リース産業に対する優遇税制を盛り込んだ『2017 年税務(改正)(第 2 号)条例案』(以下、改正案)を公布しました。改正案は同 3 月 22 日から立法会(議会)で審議されています。本稿では、改正案の主な内容を纏めます。

### ■背景

高収益且つ高成長が見込まれる航空機リース産業。世界的に航空機の新規需要は増勢を辿り、なかでも中国の需要は大幅に拡大する見込みです。ボーイング社によると、2012~2032 年までの中国の航空会社による新規納入機数は約 6,000 機(金額ベースで約 7,800 億米ドル)で、アジア・太平洋地域における納入機数の 4 割以上を占める見通しです。また、航空機の新規調達にあたっての資金調達方法では、リースの比率が上昇傾向にあり、近年、航空機リース事業者は旺盛な需要が見込まれる中国に目を向けアジアに業務を移転させる傾向を強めています。

但し、香港の航空機リース産業は、同リース発祥の地であるアイルランド、香港の競合相手として引き合いに出されやすいシンガポールの後塵を拝しています。背景には、税制面でアイルランドやシンガポールに比べて総じて魅力に欠けていることがあります。例えば、法人税率は香港の 16.5%に対し、アイルランドは 12.5%、シンガポールは 5 又は 10%です(表 1)。また、香港域外へのリースに係る課税所得算出に減価償却費の損金算入が認められていないこと、租税条約締結先が限定的であること、等も香港の航空機リース産業の発展を阻害している要因と指摘されています。

一方で、香港は航空機リース産業発展に必要な基盤を、ある程度具備しています。例えば、金融センター、そして物流ハブとしてインフラが整備されていることが挙げられます。また、香港と中国本土との租税条約(第四次議定書)では、航空機及び船舶のリース料に対する源泉税率が 5%とされ、アイルランド、シンガポールと中国との租税条約で定められている税率(6%)を下回っています。

香港政府は、こうした優位性を活かすために弱みである税制の見直しが必要と判断。改正案の提出に至りました。

表 1:航空機リース産業に関する税制比較

|                    | 香港    | アイルランド | シンガポール   |
|--------------------|-------|--------|----------|
| 法人税率               | 16.5% | 12.5%  | 5 又は 10% |
| 租税条約締結数            | 36    | 72     | 84       |
| 中国との租税条約で定められた源泉税率 | 5%    | 6%     | 6%       |

(出所) 香港立法会の資料を基に作成

## ■改正案の主な内容

### 優遇税制の内容

優遇税制の内容は前述の香港の税制面の脆弱部分を是正するもので、(1)では法人税率を半減する案が示されました。また、(2)では香港域外の航空機オペレーターへのリースによる課税所得について、減価償却費の損金算入が認められない代替措置として、リース総収入から費用(減価償却費は含まず)を控除した額の20%にするとされました。

- (1) 適格航空機リース事業者 及び 適格リース管理会社が、適格航空機リース活動 及び 適格航空機リース管理活動で得た適格利益に対する税率を現行(16.5%)の50%(8.25%)とする。

- (2) 適格航空機リース事業者の香港域外の航空機オペレーターへのリースによる課税所得について、減価償却費の損金算入ができない補償として、リース総収入から費用(減価償却費は含まず)を控除した後の20%とする。

### 優遇税制の適格要件

優遇税制の対象企業は航空機リース事業者と航空機リース管理会社で、それぞれの適格要件は以下の通りです。

#### (A) 航空機リース事業者

##### ▶ 適格航空機リース活動の要件

航空機リース活動とは、航空機オペレーターに航空機リース(ドライリース)することを指し、優遇税制を享受するには以下の要件を満たす必要があります。

- ・当該活動は、当該法人が香港で行う業務の通常の運営過程で進められること
- ・当該活動が行われる際、航空機は当該法人が保有し、且つ香港域外の航空機オペレーターにリースされていること

##### ▶ 適格航空機リース事業者の要件

- ・当該法人が航空機オペレーターでないこと
- ・当該法人が香港で一つ以上の適格航空機リース活動を行っていること
- ・当該法人が適格航空機リース活動以外に香港でいかなる活動も行っていないこと

上記の基本要件に加え、以下の要件を満たす必要があります。

- ・当該法人の中央管理及び統制が香港で実施されていること
- ・当該年度に適格利益を生み出す活動について；
  - (一) 当該法人が香港で実施していること 又は
  - (二) 当該法人の手配によって香港で実施していること
- ・該活動が香港域外の恒久的施設で行われていないこと

## (B) 航空機リース管理会社

### ➤ 航空機リース管理会社の活動範囲

航空機リース管理会社の活動内容は、以下が含まれます。

- ・適格航空機リース事業者である別法人の管理
- ・航空機保有を目的とする特別目的会社の設立又は管理
- ・特別目的会社(当該法人又はその関連法人による全額出資又は一部出資)への航空機所有権取得のための資金提供
- ・特別目的会社(当該法人又はその関連法人による全額出資又は一部出資)の航空機リース事業に関連する財務上の義務履行の保証提供、又はその業務の保証
- ・リースの管理
- ・航空機の調達又はリースの手配
- ・航空機の実運用、メンテナンス、修繕、保険、保管、廃棄又は改良の手配
- ・航空機、航空会社施設又は航空機メンテナンス施設の評価、査定、提供又は検査
- ・航空及び航空機の市場動向に関する評価の手配
- ・オペレーティングリースのマーケットプロモーション
- ・航空会社が別法人(関連の適格航空機リース事業者)からその航空機の所有権を取得するための資金提供
- ・残価保証の提供又は実際の航空機の残価が予想残価を下回った場合の事前設定価格での航空機購入
- ・別法人(適格航空機リース事業者)に対する航空機リース活動に関するサービスの提供

### ➤ 適格航空機リース管理活動の要件

優遇税制を享受するには以下の要件を満たす必要があります。

- ・当該活動は、当該法人が香港で行う業務の通常の運営過程で進められること
- ・当該活動は、別法人(適格航空機リース事業者)のために行われること
- ・当該活動を行う際、航空機は別法人が保有し、且つ香港域外の航空機オペレーターにリースされていること

### ➤ 適格航空機リース管理会社の要件

適格航空機リース管理会社として見做されるには以下の3つの要件のうち、いずれか1つを満たす必要があります。

- (1) 一定の要件を満たした企業
- (2) セーフ・ハーバー・ルールを満たした企業
- (3) 税務局局長(CIR)の判断で認められた企業

これら3つの具体的な要件は以下の通りです。

## (1)一定の要件

- ・香港で一つ以上の適格航空機リース管理活動を行っていること
- ・適格航空機リース管理活動以外に香港でいかなる活動も行っていないこと

上記の基本要件に加え、以下の要件を満たす必要があります。

- ・当該法人の中央管理及び統制が香港で実施されていること
- ・当該年度に適格利益を生み出す活動について;
  - (一)当該法人が香港で実施していること 又は
  - (二)当該法人の手配によって香港で実施していること
- ・当該活動が香港域外の恒久的施設で行われていないこと

## (2)セーフ・ハーバー・ルール

(1)の要件を満たさない場合でも、以下のいずれかのセーフ・ハーバー・ルールを満たせば、適格航空機リース管理会社と見做され、優遇税制が適用されます。

### 1年基準

- ・査定対象年度の当該法人の航空機リース管理の利益/資産が利益総額/資産総額の75%を下回らないこと

### 複数年基準

- ・査定対象年度の前年までの香港での事業期間が2年以上の場合、査定対象年度及びその前の2年間(3年間)の当該法人の航空機リース管理の利益/資産が利益総額/資産総額に対して平均75%を下回らないこと
- ・査定対象年度の前年までの香港での事業期間が2年に満たない場合は、査定対象年度及び前年度(2年間)の当該法人の航空機リース管理の利益/資産が利益総額/資産総額に対して平均75%を下回らないこと

## (3)税務局長の判断で認められた企業

(1)、(2)の要件を満たさない場合でも、税務局に申請をして局長(CIR)の判断で認められた場合は、優遇税制が適用されます。

## 所得の源泉について

適格航空機リース事業者及び適格航空機リース管理会社はその業務で得た所得の源泉については、「オペレーション・テスト」を判断基準にするとされています。即ち、航空機が使用される場所、資金が貸借される場所等で判断されるのではなく、航空機使用権の付与等の香港での事業活動を行っているか否かを基準にし、それによって得た利益について、適格航空機リース事業者及び適格航空機管理会社は香港で法人税を納付しなければなりません。

\* \* \*

前述の通り、改正案は審議中の段階ですが、可決、実施された場合、香港政府は今後20年で世界の航空機リース市場における香港のシェアが約18%まで拡大するとともに、雇用創出をはじめ様々な経済効果を見込んでいます。

優遇税制を呼び水に航空機リース事業者の香港への拠点設立の動きが加速するのか、その効果が注目されます。

(執筆:株式会社三井住友銀行 コーポレート・アドバイザー本部 香港グループ)

本誌内容に関するご照会は、お取引店までご照会ください。